

# 御船町農業委員会会議録

令和3年9月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和3年9月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 13時30分～14時00分
2. 場 所 御船町保健センター2階 研修室

### 3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	3 番	坂本	保男	8 番	池田	賢治	
最適化推進委員 9名							

### 4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 報告第20号 合意解約について
- 8 報告第21号 非農地判断について
- 9 報告第22号 「耕作証明書」発行について

### 5. 農業委員会事務局職員

課	長	井上	辰弥
係	長	緒方	弘和
主	査	前川	俊司
主	事	本田	美里

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。審議に入る前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、

3番 坂本委員、8番池田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立いたしますことを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員9名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、9月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。もうすぐ稲刈りが始まります。台風が発生していて、迷走する予想もあるようで心配事ではあります。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。4番 野田委員、5番 藤岡委員よろしく申し上げます。

それでは、議案第33号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年9月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ - △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

4筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

田4筆計△㎡です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：東京都〇〇市〇〇町△-△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

田3筆計△m<sup>2</sup>です。

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ - △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

畑2筆計△m<sup>2</sup>。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、申請番号①について担当の竹崎委員説明をお願いいたします。

13 番 はい、8月30日に川部推進委員と事務局とで現地の確認をしました。所有権の移転ということです。説明資料の3ページをお願いします。県道〇〇線と〇〇道の交差点から△mほどの所です。現状は里芋を植えてありまして、今後は水稻と里芋を交互に作付けされるということです。2ページの調査書の該当する事項については、全て適当と判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②については、私の担当ですので説明をします。続きまして申請番号②については、私の担当ですので説明をします。先ず場所からですけど、説明資料の7ページ・8ページをお願いします。場所は、県道〇〇線の〇〇地区になります。申請地は、集落の中ほどにあり、現在は水稻が植付けてあります。筆は3つに分かれています。畦は取ってあり1枚ものになっています。譲渡人は、

県外に在住で、地元の方に譲渡できないかとのことで、今回の申請に至りました。許可要件の第2項の1号から7号まで全て問題ないと思います。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員  
議 長 ありません。

事務局 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

議 長 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号③について担当の坂本委員ですが、欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 代理で説明します。8月30日に坂本委員、大森推進委員と事務局で現地確認を行いました。説明資料の11ページをご覧ください。場所は、〇〇地区のコンビニと国道△号線の交差点から〇〇方面へ進んだ先の三差路の所になります。申請者の自宅横の農地になります。現地は12ページに現況の写真がありますが、畑として管理してありました。所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画です。親子間の贈与になります。最後に説明資料の10ページをお開きください。第2項の1号から7号に該当する要件は全て満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。場所を、詳しく説明していただけませんか。

事務局 地図は、拡大していますので分かりにくいかもしれませんが、変則的な三差路の〇〇バス停があるところです。

議 長 分かりました。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

事務局 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案34号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年9月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今回5条申請は、1件であります。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：畑 面積：△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇△-△号

〇〇 〇〇 (持分 2 分の 1)

大字〇〇△-△ 〇〇△ - △号

〇〇 〇〇 (持分 2 分の 1)

議 長  
事務局  
議 長  
3 番

転用目的：個人住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）  
以上になります。ご審議、よろしく願いいたします。  
ありがとうございます。親子間の譲渡ですか。  
親子ではありません。偶然に同姓の方への譲渡になります。  
それでは、担当の藤岡委員から説明をお願いいたします。  
はい、17 ページが場所の地図になります。〇〇の近くで、旧  
道沿いになります。アパートが近くに数棟立っています。19 ペ  
ージに現況写真があります。8 月 30 日に池田委員、森田委員、  
永本推進委員と事務局で現地の方を確認しております。申請地  
は、第 2 種農地で、転用目的は個人住宅になります。申請者は、  
申請地の近くのアパートにお住まいで、お子さんの成長と共に  
手狭になり、建設予定地を探していて、所有者と話し合が付き  
今回の申請に至りました。14 ページをお願いします。雨水は  
町道の側溝へ流し、汚水・排水は下水道へ放流します。奥に農  
地がありますが、隣接同意書も取れております。一般基準の 1  
から 10 の該当する事項については、適当と判断しております。  
以上のようなことから、総合判断として許可相当と認めます。  
皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長  
全委員  
議 長  
事務局

はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませ  
んか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 35  
号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定  
に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。  
6 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載して  
おります。今月は 2 件でした。田の 2,053 m<sup>2</sup>、計の 2,053 m<sup>2</sup>  
です。7 ページをお願いします。所有権移転関係の利用権設定等  
状況一覧表を掲載しております。こちらも 2 件、田の 3,525 m<sup>2</sup>  
計の 3,525 m<sup>2</sup>です。続いて、8 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地

利用集積計画を定める。

令和3年9月10日提出 上益城郡御船町。

9 ページが、令和3年第9回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年の累計があります。合計値を読み上げます。今月分が、田の2,053 m<sup>2</sup>内再設定が2,053 m<sup>2</sup>、計の2,053 m<sup>2</sup>内再設定が2,053 m<sup>2</sup>です。所有権移転が田の3,525 m<sup>2</sup>、計の3,525 m<sup>2</sup>となります。本年累計です。田の281,751 m<sup>2</sup>内再設定が91,341 m<sup>2</sup>、畑の119,097 m<sup>2</sup>内再設定39,773 m<sup>2</sup>。計の400,848 m<sup>2</sup>内再設定が131,114 m<sup>2</sup>です。所有権移転が9,308 m<sup>2</sup>となります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、今の説明について承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告第20号から22号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の10ページをお願いします。

報告第20号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和3年9月10日提出 御船町農業委員会。

今月は、2件の合意解約書が提出されております。11ページに詳細を掲載しておりますのでご確認をお願いします。

続いて、議案書の12ページをお願いします。

報告第21号

農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和3年9月10日提出 御船町農業委員会。

13ページをお願いします。8月は2筆の非農地の現地確認を上野地区、高木地区で行っております。高木地区については、8月27日の農地利用状況調査時に参加の農業委員及び推進委員確認で確認をしております。続きまして、議案書の14ページをお願いします。

報告第22号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和3年9月10日提出 御船町農業委員会

15・16ページに、2件分の耕作証明書を発行したものを掲載しております。それぞれご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それではこれで、本日の議案審議は終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

4 番

④

5 番

④